

平成27年度特許等活用支援事業 評価項目及び配点

(別添5)

| 項目 | 配点 | 評価 | | | | 評価基準 | 企画提案書 該当番号 | 別添4 選定基準 | |
|---|----|-------------------|-------------------|---------------|----|---|--|---------------------|-----|
| 1. 必須項目 | | | | | | | | | |
| ①公募説明会に参加し、事業説明を受けていること | | ○ | | × | 失格 | 公募説明会に参加し、事業説明を受けた事業者であるか。 | | | |
| ②一部の業種など、特定の中小企業等のみを支援対象とすることが明らかでないこと | | ○ | | × | 失格 | 契約期間を通じて事業を実施できると認められるか。 | | | |
| ③法人格を有していること | | ○ | | × | 失格 | | | | |
| ④日本国内に事業拠点を有していること | | ○ | | × | 失格 | 日本国内に事業拠点を有しているか。 | | | |
| ⑤本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること | | ○ | | × | 失格 | 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していると認められるか。 | | | |
| ⑥本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。 | | ○ | | × | 失格 | 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していると認められるか。 | | | |
| ⑦予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること | | ○ | | × | 失格 | 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であるか。 | | | |
| ⑧措置要領別表一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要求にいずれにも該当しないこと。 | | ○ | | × | 失格 | 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名等の措置要領別表一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要求にいずれにも該当しないか。 | | | |
| ⑨コンソーシアムを組み事業者が上記①、②、④～⑧の要件をすべて満たしていること(ただし、法人格を有していない者については、⑦についてはこの限りでない) | | ○ | | × | 失格 | | | | |
| 2. 企画項目 | | | | | | | | | |
| ①利便性、集客性を兼ね備えた適切な場所への窓口設置 | 30 | ◎ 優れている 30点 | ○ 妥当である 18点 | △ 劣る 6点 | × | 不適当である 0点 | 中小企業等の利便性、集客性を兼ね備えた適切な場所に課題等を一元的に受け付ける窓口を設置しているかどうか。 | 1. (1) | (1) |
| ②支援目標・全体イメージ | | | | | | | | | |
| ・課題等の受付件数・知財専門家による支援の件数 | 15 | ◎ 優れている 15点 | ○ 妥当である 9点 | △ 劣る 3点 | × | 不適当である 0点 | 窓口における相談件数、知財専門家による支援件数に係る目標や、目標達成のために取り組むべきポイントが妥当か。 | 1. (3)①、 ② | (2) |
| ・事業全体のイメージ | 20 | ◎ 優れている 20点 | ○ 妥当である 12点 | △ 劣る 4点 | × | 不適当である 0点 | 事業全体の実施イメージは妥当か。本事業の目的や施策の意図と合致しているか。また、コンソーシアムを組む場合の事業者間の役割分担等は妥当か。 | 1. (2) 1. (3)③ | (7) |
| ③ワンストップサービスを提供できる実施内容及び支援体制 | | | | | | | | | |
| ・窓口支援担当者の適切な配置 | 20 | ◎ 優れている 20点 | ○ 妥当である 12点 | △ 劣る 4点 | × | 不適当である 0点 | 課題等をその場で受け付け解決を図るための窓口支援担当者が適切に配置されているか。 | 2. (1)① | (2) |
| ・局事業窓口支援担当者(候補者)のスキル | 20 | ◎ 優れている 20点 | ○ 妥当である 12点 | △ 劣る 4点 | × | 不適当である 0点 | 局事業窓口支援担当者(候補者)のスキルから、課題等に対する適切な解決方策の判断・遂行及び中小企業等に対する知的財産活用の重要性等の意識醸成等ができるか。 | 様式4 | (2) |
| ・窓口における支援 | 20 | ◎ 優れている 20点 | ○ 妥当である 12点 | △ 劣る 4点 | × | 不適当である 0点 | 窓口において課題解決を支援する際の窓口支援担当者又は知財専門家の活用方法は妥当か。また、解決方策は妥当か。 | 2. (1)② | (2) |
| ・知財専門家の選定方法・スキル | 20 | ◎ 優れている 20点 | ○ 妥当である 12点 | △ 劣る 4点 | × | 不適当である 0点 | 知財専門家の選定方法が課題に応じた妥当なものであるか。知財専門家のスキルが妥当か。 | 2. (2)①、 ② | (2) |
| ・適正な規模の支援体制構築 | 20 | ◎ 優れている 20点 | ○ 妥当である 12点 | △ 劣る 4点 | × | 不適当である 0点 | 知財専門家の活用について、地域特性(例:都市型・郊外型)を踏まえた体制(例:常駐型・訪問型の回数配分)となっており、かつ適正な予算規模であるか。 | 2. (2)② ③ 様式5 | (2) |
| ④支援機関との連携及び情報共有 | 10 | ◎ 優れている 10点 | ○ 妥当である 6点 | △ 劣る 2点 | × | 不適当である 0点 | 他の支援機関と、課題を持っている企業情報、あるいは支援機関それぞれが持つ支援策などについて、十分に連携が図れる体制及び方法であるか。連携会議の実施内容及び方法が妥当か。 | 2. (3) | (3) |
| ⑤知財意識の醸成や支援ニーズの発掘 | 10 | ◎ 優れている 10点 | ○ 妥当である 6点 | △ 劣る 2点 | × | 不適当である 0点 | 知的財産を有効に活用できていない(意識が十分でない)中小企業等の発掘を行い知的財産の活用促進を図るために必要な支援等を実施できる体制となっているか。 | 1. (3) 2. (4) | (4) |
| ⑥その他必要な業務の実施体制 | | | | | | | | | |
| ・支援内容報告シートの作成・提出及び支援実績の管理・集計 | 5 | ◎ 優れている 5点 | ○ 妥当である 3点 | △ 劣る 1点 | × | 不適当である 0点 | 支援シートの管理及び分析を定期的に管理者が行い、その結果を日頃の事業運営の改善に繋げる体制となっているか。 | 2. (5)① | |
| ・事業の周知・広報 | 5 | ◎ 優れている 5点 | ○ 妥当である 3点 | △ 劣る 1点 | × | 不適当である 0点 | 本事業等に係る周知・広報活動に関する提案が優れているか。 | 2. (5)② | (5) |
| ・支援後のフォローアップ | 5 | ◎ 優れている 5点 | ○ 妥当である 3点 | △ 劣る 1点 | × | 不適当である 0点 | 支援後のフォローアップについての提案内容が優れているか。 | 2. (5)③ | (5) |
| ・事業評価の体制 | 10 | ◎ 優れている 10点 | ○ 妥当である 6点 | △ 劣る 2点 | × | 不適当である 0点 | 支援実績を踏まえた事業評価の体制、実施内容及び方法が妥当か。 | 2. (5)④ | (5) |
| ⑦事業全体の実施体制・スケジュール | 10 | ◎ 優れている 10点 | ○ 妥当である 6点 | △ 劣る 2点 | × | 不適当である 0点 | 本事業全体を円滑かつ着実に実施できる実施体制・スケジュールであるか。 | 様式2 様式3 | (6) |
| 3. 任意(加点)項目 | | | | | | | | | |
| ①中小企業等に対する支援実績、知財支援に係る独自支援ノウハウの有無 | 30 | ◎ 優れている 30点 | ○ 妥当である 18点 | △ 劣る 6点 | × | 不適当である 0点 | 中小企業等に対する支援事業を実施又は公的機関から委託された実績を有するか。その支援実績は優れたものか。また、知財支援に係る独自の支援ノウハウを有するか。 | | (7) |
| 総合計 | | 250 | | | | | | | |

1. の評価は、「○」充足している。「×」充足していない。の2段階で行い「×」が1つでもある場合は失格とする。
2. ～3. の評価は、「◎」優れている。「○」妥当である。「△」劣る。「×」不適当である。の四段階評価とする。